

令和2年11月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年11月30日（月曜日） 議事開始 午前 8時49分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則
増田 賢造 中津 ゆみ子

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

議 題

報告第16号 農地等の合意解約について

報告第15号 2アール未満の農地転用届について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農用地利用集積計画について

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 非農地証明願いについて

事務局長 それではただいまから令和2年10月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長 【あいさつ・・・】

尾山議長 次ぎに委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は28人で全員でございます。

尾山議長 これより会議を開きます。

議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と稲田委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第16号から報告第17号及び議案第45号から議案第49号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

尾山議長 議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第16号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第16号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は10件でございます。2ページをご覧ください。

令和2年11月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番につきましては、今後、売買予定があるため、解約されるものです。

整理番号2番及び3番につきましては、先月の10月総会、基盤法所有権移転議案第41号整理番号7番との関連でございます。

整理番号4番及び5番については、耕作者から解約の申出があり、解約

されるものでございます。今後については、未定でございます。

整理番号9番につきましては、所有者が耕作するという事での解約で
ございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第17号「2アール未満の農地転用
届について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第17号「2アール未満の農地転用届けについて」ご説明いたしま
す。3ページをご覧ください。今月の届出件数は1件でございます。内容
につきましては、4ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1, 566㎡のうち88㎡を
堆肥舎として届出があったものです。農地法第4条第1項第8号及び同法
施行規則第29条第1項第1号の規定により、農地の転用の制限の例外に
該当するため、農業委員会に対しては、届出のみとなります。以上、報告
いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第45
号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第45号についてご説明いたします。5ページをご覧くだ
さい。今月の許可申請件数は、所有権移転7件、貸借2件の合計9件です。
申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたし

す。まず、所有権移転からご説明いたしますので6ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2, 253㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、1, 257㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。7ページをご覧ください。

整理番号3番、田4筆、2, 766㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。8ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、851㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、田1筆、3, 176㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、1, 067㎡の贈与です。9ページをご覧ください。

整理番号7番、田2筆、817㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載がありますとおり、農振農用地外10アール要件での取得となります。譲受人より営農計画書及び誓約書が提出されています。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので10ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、1, 025㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田2筆、3, 424㎡の賃貸借です。以上、所有権移転7件、貸借2件です。皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第45号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

尾山議長 竹下委員。

竹下委員 それでは整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。形状は、四角形でまあ

まあ良い形状です。周囲は、東側は山林、西側は川、北・南は水田に接しています。7月の豪雨で水害の被害を受けたところがございます。少し土砂が農地に堆積していますが、それを撤去して耕作するとの事でございます。日照・接道・用排水は良好です。権利取得後は、水田として利用するとの事でございます。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。渡人との関係は、同じ自治会という事だけで特に関係はないとの事です。後継者は娘さんがいらっしゃいますが、今後、どうなるか分からないとの事でございます。地域との調和については、農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地を及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いいたします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。はされていません。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、後継者もおり、農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に7ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いいたします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。

形状・日照・接道・用排水は良好ですが、日照については、南側に一段上がった所に竹藪がありますが、現時点ではさほど影響はないようです。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者もおられます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 それでは整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、形状は良好です。周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いします。まず、稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号5番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで北側は宅地ですが、東・西・南側は水田に接しています。日照・接道・用排水は良好です。形状は長方形で良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員　それでは整理番号5番の受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後は、今までどおり水田として、利用するとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長　次に整理番号6番の土地を前原委員に、申請人「受人」の確認を谷口委員にお願いします。まず、前原委員にお願いします。

前原委員　議長。

尾山議長　前原委員。

前原委員　それでは整理番号6番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は水田地帯です。農地の形状は、細長く、弓のようになっています。5枚に分かれています。南側が一部、谷となっています。日照は、全体的に見て、良好ですが、一部、南東側に山林があるため。日照が不良となります。接道は、コンクリート舗装された道ですが、幅員が狭いので良好とは言えません。用排水についてですが、排水は良好ですが用水は未整備となっています。現在の作付け状況は、作付けはしていませんが、耕起はされていました。管理は良好でした。圃場の北側に高さ1メートルから4メートルぐらいの石積み・コンクリートブロック類がしてあります。その上に農道が通っている状況です。また、圃場の南側は、高さ1メートルから3メートルの石垣が積んでありまして、田の幅も狭いので作業するには大変、困難かと思われ、しかし、現在、ちゃんと耕起してあり、いい状態でありました。以上、報告いたします。

尾山議長　次に谷口委員にお願いします。

谷口委員　議長。

尾山議長　谷口委員。

谷口委員　それでは整理番号6番の受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家です。後継者はいらしゃら

ないとの事でした。権利取得後の利用状況については、今までどおり水田として、利用するとの事でした。地域との調和については、畦畔及び所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に9ページの整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みはされていません。2筆ですが、現況は1枚になっていました。周囲は、東側は水田・宅地、北側は原野、西側及び南側は市道となっています。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に10ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、中原田自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は水田地帯です。形状・日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。後継者はいらっしゃいます。権利取得後は、水田として利用するとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様の

ご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を永前委員にお願いします。

永前委員 議長。

尾山議長 永前委員。

永前委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は水田地帯です。形状・日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で繁殖牛主体の専業農家です。受人と渡人の関係は、親戚との事でした。権利取得後は、水田として利用するとの事でした。地域との調和については、地域でも一生懸命されており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計9件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第45号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは9ページの所有権移転整理番号7番について、お尋ねいたします。受人の経営面積が少ない状況での取得ですが、空き家に附属した農地等で条件がついているのか、どうかお尋ねいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの稲田委員のご質問にお答えいたします。所有権移転整理番号7番については、農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積要件である農業振興地域内農用地外の農地取得要件である10アール要件での取得となります。権利取得後の経営面積が10アール以上ですので下限面積の要件を満たしています。また、受人から営農計画書及び5年以上農地として使用するとの誓約書が提出されています。以上でございます。

尾山議長 稲田委員、よろしいでしょうか。

稲田委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 それでは8ページの所有権移転整理番号5番について、お尋ねいたします。場所が、基盤整備済みの水田地帯という事ですごく良い場所との事ですが、価格が10アールあたり〇〇円という事で安いように思うのですが、受人と渡人は何か関係があるのか、お尋ねいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの杉元委員のご質問にお答えいたします。受人と渡人の関係については把握しておりませんが、この農地につきましては、農地法第3条賃貸借で借りて、受人がずっと耕作していたとの事でございます。今回、所有者は市外で高齢である事から農地を処分するという事で受人に売買

するという事で今回、申請されたとの事でございます。以上でございます。

尾山議長 杉元委員、よろしいでしょうか。

杉元委員 はい、もう一点、お尋ねいたします。農地の価格については、農業委員会は関与しないという事ですが、基盤整備済みの水田は10アールあたり〇〇円が相場だと思いましたが、そう話しは、受人・渡人に話しをしたのか、お尋ねいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの杉元委員のご質問にお答えいたします。受人・渡人には、話はしていないところでございます。以上でございます。

尾山議長 杉元委員、よろしいでしょうか。

杉元委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第45号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第46号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第46号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。11ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転12件、利用権設定34件、合計46件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が24件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。

す。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。12ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、994㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、935㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

13ページをご覧ください。

整理番号3番、畑1筆、656㎡の贈与です。

整理番号4番、田1筆、971㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、畑1筆、506㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

14ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆、1,278㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、田1筆、4,955㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、田1筆、1,025㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。山口委員の掘起しです。15ページをご覧ください。

整理番号9番、田1筆、1,098㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。山口委員の掘起しです。

整理番号10番、田1筆、487㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。山口委員の掘起しです。

整理番号11番、田1筆、495㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇万円です。山口委員の掘起しです。16ページをご覧ください。

整理番号12番は、46ページの利用権設定整理番号34番と関連がございますので併せて、ご説明いたします。この案件は宮崎県農業振興公社が行う売買事業の一時貸付タイプとなります。所有権移転整理番号12番で宮崎県農業振興公社が田2筆、4,810㎡を所有者から買受けて、利用権設定整理番号34番で買受け予定である借受人に4年10ヶ月貸付けを行い、期間満了後は借受人が宮崎県農業振興公社から買い受ける内容でございます。以上、所有権移転12件です。続きまして、利用権設定に

ついて、ご説明いたします。なお、利用権設定については、借賃及び貸借期間についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。17ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2, 498㎡の使用貸借です。

整理番号2番、17ページから18ページをご覧ください。田3筆、7, 068㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、1, 568㎡の賃貸借です。福迫委員の掘起しです。

整理番号4番、18ページから19ページをご覧ください。田5筆、9, 671㎡の賃貸借です。

整理番号5番、19ページから20ページをご覧ください。田1筆、2, 789㎡の賃貸借です。

整理番号6番、20ページから21ページをご覧ください。田6筆、3, 877㎡の賃貸借です。

整理番号7番、21ページから26ページをご覧ください。田17筆、畑3筆、計20筆、8, 820. 12㎡について、農業者年金の経営移讓年金を引き続き受給するために再設定を行うものです。

整理番号8番、畑1筆、1, 222㎡の賃貸借です。27ページをご覧ください。

整理番号9番、畑3筆、1, 702㎡の賃貸借です。

整理番号10番から整理番号33番までが農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号10番、27ページから28ページをご覧ください。田3筆、1, 980㎡の使用貸借です。

整理番号11番、28ページから29ページをご覧ください。田2筆、1, 076㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、1, 702㎡の賃貸借です。

整理番号13番、29ページから30ページをご覧ください。畑5筆、

2, 495 m²の使用貸借です。

整理番号14番、30ページから31ページをご覧ください。畑5筆、5,000 m²の使用貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号15番、32ページから33ページをご覧ください。畑5筆、5,127 m²の使用貸借です。

整理番号16番、33ページから36ページをご覧ください。畑12筆、1,816 m²の賃貸借です。この案件は、同じ地番に(1)から(4)と記載されていて、内面積となっています。この場所は、JAのいちご団地のハウスが建っているところとなります。ハウス1棟ごとに別々の耕作者に農地利用配分がされる予定のため、このような記載となっています。

整理番号17番、畑1筆、857 m²の賃貸借です。

整理番号18番、畑1筆、749 m²の賃貸借です。37ページをご覧ください。

整理番号19番、畑1筆、709 m²の賃貸借です。

整理番号20番、37ページから38ページをご覧ください。畑3筆、1,013 m²の賃貸借です。

整理番号21番、畑2筆、916 m²の賃貸借です。

整理番号22番、畑1筆、863 m²の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号23番、畑1筆、419 m²の賃貸借です。

整理番号24番、畑2筆、1,540 m²の賃貸借です。40ページをご覧ください。

整理番号25番、畑1筆、316 m²の賃貸借です。

整理番号26番、40ページから41ページをご覧ください。畑3筆、3,833 m²の賃貸借です。

整理番号27番、畑1筆、2,164 m²の賃貸借です。

整理番号28番、畑1筆、3,378の賃貸借です。

整理番号29番、41ページから43ページをご覧ください。畑6筆、

3, 848㎡の賃貸借です。

整理番号30番、畑1筆、756㎡の賃貸借です。

整理番号31番、43ページから44ページをご覧ください。畑2筆、692㎡の賃貸借です。

整理番号32番、田2筆、1, 586㎡の賃貸借です。45ページをご覧ください。

整理番号33番、田4筆、2, 443㎡の賃貸借です。46ページをご覧ください。

整理番号34番につきましては、所有権移転整理番号12番にて、説明したとおりです。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第46号の審議に入ります。所有権移転整理番号1番の譲受人、利用権設定整理番号2番の借受人及び整理番号10番の相続人代表は〇〇委員のご主人の父親となります。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 　それでは、ただ今から所有権移転整理番号1番、利用権設定整理番号2番及び10番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番、利用権設定整理番号2番及び10番は

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、所有権移転整理番号1番、利用権設定整理番号2番及び10番を除く、議案第46号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 14ページの所有権移転整理番号7番について、お願いがあります。受人は年齢が84歳で経営面積が約7.6ヘクタールで今度取得される農地の面積は約50アールで、この方は毎年、毎年農地を購入されていますが、私の自宅の近くに約10アールほどの農地をお持ちですが、今年から作付けされていません。見てもらえばわかりますが、ひえ田んぼなんです。農地を買われるのはいいのですが、管理できていないと思います。年齢が〇〇歳という事もあるので農地をきちんと管理していただくように指導等をしていただく、必要があると考えるところです。今後、あちらこちらで同じような事が発生すると思います。よろしくお願いします。

尾山議長 はい、この件につきまして、受人が遊休農地にしない、きちんと管理するという事で買われれば、農業委員会としてもいい事ではありますが、買われた方が遊休農地にしてしまい、周囲の方々に迷惑を掛けるようであってはいけないと考えます。そうなるのであれば、農業委員会では決定できないと判断します。そのような事を踏まえまして、委員皆様に審議していただきたいと思います。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 関連して、家族内労働力が2人との事でございますが、後継者の方は

いらっしゃらないのか、お尋ねします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの杉元委員のご質問にお答えいたします。後継者の方は市内にはいらっしゃらないとお聞きしております。

尾山議長 後継者の方は〇〇ですので、おそらく跡をついで農業をする事はないと思います。杉元委員、よろしいでしょうか。

杉元委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 私は、年齢などは関係ないと思います。〇〇歳であろうが、本人にやる気があれば。私達が年齢を理由に決定しないのは、おかしいと思います。価格も高い訳ではありませんので、また、年齢を理由にやめさる訳にはいかないと思います。逆にいつまでもがんばってくださいと言った方が刺激になるのでいいと思います。

尾山議長 福迫委員が言っているのは、そういう事ではなく、買った農地が遊休農地になっている事が問題になっている事であります。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 そういう事であれば、そこは農業委員会で指導すれば、よろしいのではないのでしょうか。それ以上の事は言わなくてもいいと思います。

尾山議長 ただいま、栗下委員より指導すればとの意見がでましたが、他に質疑はありませんか。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 事務局と行政が受人に対して、指導できるのか、指導しないのか、そこをはっきりしないと委員も対処できないと思います。買って、ただ農地を

持っているだけでは、地域の方々も非常に困ります。今後、福迫委員が言われた状況になるのは明白だと思われます。徹底した指導が、行政的な指導が必要だと思ひます。よろしくお願ひします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 各委員からいろいろ貴重な意見を頂きました。その中で福迫委員が言われた農地につきましては、事務局できちんと農地として利用するように指導いたします。受人に対して、取得される農地及び現在、経営している農地につきましては、適正に管理していただくよう事務局で指導します。以上です。

尾山議長 福迫委員が言われた農地以外にもいろいろな意見が私の耳にも入っております。先ほど局長補佐が言われたとおり、事務局で指導していくとの事でございます。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第46号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第49号「非農地証明願ひについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局

議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。47ページをご覧ください。今月の許可申請件数は2件です。申請人等の住所氏名、立地基準について説明を省略させていただきます。48ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,474㎡を牛舎として申請及び一部追認申請するものです。今回、新たに牛舎建築のため転用申請をしようとしたところ、既設の牛舎の一部が申請農地上にある事が判明したため、申請及び一部追認申請を行うものです。申請人より顛末書の提出がございませぬ。追認部分につきましては平成27年2月に建築済みで新たに費用は発生しません。今後の建築部分につきましては、工事期間が令和3年2月1日から令和3年3月31日までとなっております。事業費については、造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を補助事業とリースにて対応されるとの事です。糞尿など堆肥舎で適正に処理し、雨水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、282㎡を賃貸住宅として申請するものです。工事期間が令和3年2月1日から令和3年6月30日までとなっております。事業費については造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事です。生活排水などは合併浄化槽で処理後、南側市道側溝へ排水します。雨水も同様に南側市道側溝へ排水します。

続きまして、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。49ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。50ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、499㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年12月25日から令和3年5月20日までです。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、建設費〇〇円、付帯設備費〇〇円、計〇〇円を全額融資に

より対応するものでございます。生活排水などは合併処理浄化槽で処理し、隣接する市道側溝に排水します。雨水なども同様に市道側溝で排水します。

続きまして、議案第49号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。51ページをご覧ください。今月の証明願い件数は7件とありますが1件取下げがあり、6件となりました。申し訳ございませんが、件数の修正をお願いいたします。52ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、2,397㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、198㎡です。申請理由は原野です。52ページから53ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田2筆、1,999㎡です。申請理由は原野です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、畑1筆、1,067㎡です。申請理由は原野です。1筆農振農用地となっておりますが、農振担当者とは協議済みでございます。

整理番号5番、場所が大字〇〇、田1筆、畑1筆、849㎡です。申請理由は山林及び原野です。こちらにつきましても1筆農振農用地となっておりますが、農振担当者とは協議済みでございます。54ページをご覧ください。

整理番号6番、場所が大字〇〇、畑1筆、323㎡です。申請理由は山林です。

整理番号7番につきましては、小委員会終了後、申請代理人と協議の結果、取下げとなっております。現況、日照、接道、周辺状況等を勘案し、第2小委員会、事務局ともに農地として利用できるのでは許可できないとの判断になったものです。以上、ご審議方よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第47号から第49号については、11月27日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

尾山議長 栗下第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けて、11月27日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条2件、農地法第5条1件、非農地証明願い7件、計10件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第47号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は牛舎を建築したく、今回申請を行うものですが、申請地内に申請していなかった牛舎がある事が判明したため、今回、併せて追認申請を行うものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から西に約600mのところに位置します。申請地の状況は、東側は水田、西側は宅地、南側は宅地、北側は自己所有の畑に接しています。東側に水田がありますが、間に農道があり、水田から見て、申請地は北側及び少し高い場所にあるため、日照等に影響がない事から、周囲の農地に影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明いたします。申請人は賃貸住宅を建築したく、今回申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北東に約200mのところに位置します。申請地の状況は、東側は原野、西側は原野、南側は道、北側は原野に接しております。周囲に農地はない事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第48号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は今回、一般個人住宅を建設したく、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ承諾を得たことから申請するものです。場所は〇〇地区です。場所は〇〇から北西に約700mのところに位置します。申請地の状況は、東側が宅地、西側が市道、南側が譲渡人の所有する畑、北側が市道に接しています。

南側の畑は譲渡人の所有農地である事から周辺の農地には影響ないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第49号、非農地証明願い、整理番号1番につきましてご説明いたします。場所は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番につきましてご説明します。場所は〇〇地区で現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番につきましてご説明します。申請地は〇〇地区で現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番につきましてご説明します。場所は〇〇地区で現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番につきましてご説明します。場所は〇〇地区で現況は山林と原野となります。山林部分につきましては、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。また、原野部分につきましては、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号6番につきましてご説明します。場所は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に

復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。

その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号7番につきましてご説明します。場所は〇〇地区です。現況こそ遊休農地化しているものの、日照及び接道は良好で容易に農地への復旧は可能と判断しました。そのため、農地法第2条第1項に規定される農地であるため、農地でないと証明できないと決しました。その後、申請者より申請の取下げがあったところでございます。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請2件、農地法第5条申請1件、非農地証明願い6件、計9件につきましては、全会一致で許可相当と判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第47号から第49号の計9件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 53ページの議案第49号の非農地証明願い整理番号4番及び5番について、お尋ねいたします。農振区分が農振農用地で除外中と説明されま

したが、これは除外が可能という事での申請なのか、お尋ねします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの増田委員のご質問にお答えいたします。農業委員会が非農地と判断した農地については、速やかに農振農用地から除外するように国から通知がきております。農業委員会が非農地判断した農地につきましては除外案件として、畜産農政課で審議する事になりますが、農振の除外要件である農振法第13条第2項第1号から第5号の要件を全て満たさなければ、除外できませんので非農地にする場合は、農振担当者を協議している訳であります。以上です。

尾山議長 増田委員、よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

尾山議長 その他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第47号から第49号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第47号から第49号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第47号及び第48号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第49号は、お諮りのとおり決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時32分